

設計書点検表

2025 年度

場 所 福山市東川口町一丁目地内

名 称 中央ポンプ場沈砂池沈砂清掃運搬業務委託

項目	当 初	
設 計 概 要	適用単価区分 業務概要 令和7年 3月度単価 沈砂清掃及び収集運搬業務 一式 沈砂運搬量 40.00t	

基準年度 令和2年2月度
単価年度 令和7年3月度

設 計 書

場 所	福山市東川口町一丁目地内	
名 称	中央ポンプ場沈砂池沈砂清掃運搬業務委託	
金 額	設 計 金 額	円
設 計 概 要	沈砂清掃及び収集運搬業務 沈砂運搬量 40.00 t	一式

業務委託料内訳書

工種:

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要	要
業務委託費	沈清掃工								
		直接業務費		式	100			直接業務費内訳書のとおり	
		間接業務費		式	100			間接業務費内訳書のとおり	
	業務原価								
		一般管理費等		式	100				
	業務価格								
	消費税相当額			%	10				
業務設計金額									

福山市上下水道局

直 接 業 務 費 内 訳 書

工種:

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘要
直 接 業 務 費								
	特 殊 強 力 吸 引 車 運 転 工	沈砂清掃		日				第1号内訳表のとおり
	特 殘 強 力 吸 引 車 運 搬 工	沈砂清掃		トン	40 00			第2号内訳表のとおり
	水 替 工	水替		日				第3号内訳表のとおり
	交 通 誘 導 警 備 員 B			人	4 00			
計 直 接 業 務 費								

福山市上下水道局

間 接 業 務 費 内 訳 書

工種:

費 目	工 種	種 別	細 別	單 位	數 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘要
間接業務費								
		共通仮設費	率	計上式	100			
			安 全 費	日				
		計						
		共通仮設費		式	100			
		現場管理費		式	100			
計 間接業務費				式	100			

福山市上下水道局

第1号内訳表		特殊強力吸引車運転工						(1日当たり)	
種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘要	要		
軽油		リットル							
清掃技師		人							
清掃作業員		人							
運転手(特殊)		人							
特殊強力吸引車損料	積載質量10.0t 257kW 最大風量40～50m ³ /min	時間							
計									

福山市上下水道局

第2号内訳表		特殊強力吸引車運搬工(中央ポンプ場～株式会社中国開発)						(1トン当たり)	
種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘要	要		
特殊強力吸引車運搬工	特殊強力吸引車 積載質量10.0t 257kW 最大風量40～50m ³ /min	時間							
計									

福山市上下水道局

第3号内訳表		水替工						(1日当たり)	
種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘要	要		
潜水ポンプ運転工		日							
潜水ポンプ設置・撤去工		回							
計									

福山市上下水道局

第4号内訳表		安全費						(1日当たり)	
種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘要	要		
送風機運転工		日							
呼吸用保護具運転工		日							
計									

福山市上下水道局

中央ポンプ場沈砂池沈砂清掃運搬業務委託 仕様書

(適用)

- 第1条 本業務は、中央ポンプ場沈砂池沈砂清掃運搬業務委託である。
- 2 業務履行にあたっては、この仕様書によるほか、関係法令に従い履行する。
- 3 図面又は特記仕様に記載された事項はその仕様による。

(業務の内容)

- 第2条 本業務は、中央ポンプ場の沈砂池に堆積した沈砂（汚泥及び渣等の産業廃棄物）を除去及び運搬し、沈砂池の機能を回復する業務委託である。詳細については特記仕様書による。
- 運搬先は、株式会社中国開発（広島県尾道市西藤町志村 75-132）である。

(提出書類)

- 第3条 受注者は、委託業務の着手及び完了にあたり契約条項に定めるもののほか、次の各号の書類を提出しなければならない。ただし、様式及び提出部数は上下水道局の監督員（以下、「局監督員」という。）と協議する。
- (1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
 - (2) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - (3) 計量表（株式会社中国開発による発行分）
 - (4) 業務写真（作業前、作業中、作業後、運搬先及び安全対策の実施が判別できるもの）
 - (5) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写し
 - (6) 酸素及び硫化水素濃度の測定記録票
 - (7) 作業者の体調管理票
 - (8) 交通誘導警備員の実施伝票
 - (9) 業務委託完了通知書
 - (10) 請求書
 - (11) その他、本業務実施に当たり必要と認めるもの

(有資格者の配置)

- 第4条 資格を必要とする作業は、それぞれの有資格者を持って作業しなければならない。

(業務用電力及び用水)

- 第5条 業務履行に必要な電力、用水及びこれらに要する仮設資材は、受注者の責任で処理しなければならない。ただし、局監督員と協議の上、軽微な電力及び用水は場内のものを使用してもよい。

(安全管理)

- 第6条 受注者は業務の履行にあたっては、転落、転倒、衝突、器具の落下等、常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び従業員の安全を計らなければならない。人身事故等が発生した場合には、速やかに局監督員に報告しなければならない。

- 2 酸欠又は硫化水素発生の恐れがある箇所においては、酸素欠乏症等防止規則に則り酸素濃度及び硫化水素の測定を行い、記録をし、換気を充分に行う（測定時の記録票及び写真を提出）。
- 3 作業場所は暗所であるため、業務の履行に支障をきたさないよう照明を多用して作業に必要な照度を保つ等、安全対策を徹底する。
- 4 特殊強力吸引車及び作業車等が中央ポンプ場に入場及び出場する場合は、通行車両及び通行人などに迷惑がかからないよう交通誘導警備員を配置し、安全管理に努める。
- 5 業務の実施に当たり、使用する資器材（梯子、脚立、照明器具、ホース及びロープ等）及び安全に必要な機材（墜落制止用器具及び呼吸器等）については受注者にて用意する。

（衛生管理）

第7条 作業中及び作業後は、積荷場所及び運搬車両等を常に清潔に保つようとする。

（実施日程）

第8条 業務の実施日程については受注者が運搬先の営業日を確認し、発注者と受注者で協議し決定する。

（損害の賠償）

第9条 受注者の責により生じた損害については、受注者がその損害を賠償するものとする。

（業務期間）

第10条 本業務の工期は検査期間として10日間を見込んでいる。

（委託料の支払い）

第11条 本業務の支払いについては、運搬した沈砂量及び作業に要した交通誘導警備員数に基づき、変更設計により精算するものとする。

（その他）

第12条 仕様書及び図面において疑義を生じた場合、又は定めない事項については、その都度協議してこれを定めるものとする。

以上

中央ポンプ場沈砂池沈砂清掃運搬業務委託 特記仕様書

本業務は、中央ポンプ場（東川口町一丁目1番1号）沈砂池に堆積した沈砂（汚泥及びしづ等の産業廃棄物）を除去及び運搬し、沈砂池の機能を回復する業務委託である。

業務の内容は次のとおりである。

- 1 沈砂池は、地上から深さ18.1mの位置に2池あり、両方の池を清掃すること。
- 2 沈砂池の沈砂量は合計40.00トンを見込んでいる。
- 3 地上と沈砂池との昇降は高所作業に該当するため、労働安全衛生法等関係法令に則りフルハーネス型等の墜落制止用器具を使用し、安全に充分留意した上で業務を実施すること。
- 4 沈砂池では酸素欠乏及び硫化水素の発生の恐れがあるため、酸素欠乏症等防止規則に則り酸素濃度及び硫化水素の測定を行い、記録をつけ、業務の実施にあたっては、エアラインマスク等の空気呼吸器を使用して安全に業務を実施すること。
- 5 沈砂の排出は、堆積している沈砂を直接吸い上げる方式とし、吸引風量が $40\text{ m}^3/\text{min}$ 以上の能力を有する特殊強力吸引車により業務を行うこと。
- 6 沈砂池に下水が滞留している場合は、必要に応じて水替工等の作業をすること。
- 7 沈砂池の外、流入ゲートが開閉する沈砂溜り周辺も清掃すること。
- 8 作業器具の搬入、使用及び撤去の際は、施設内の設備に接触し、破損することのないよう充分留意し、必要に応じて対策を講じること。
- 9 作業終了後、建屋内に付着した汚泥及び土砂は洗い流す等の清掃を行い、清潔に努めること。
- 10 実施期間中は、交通誘導警備員を配置し、運搬の安全管理に努めること。
- 11 回収した沈砂の運搬先である株式会社中国開発には、あらかじめ沈砂搬入の旨を伝え、営業時間内に搬入すること。
- 12 中央ポンプ場から株式会社中国開発までの運搬距離は、20.5kmを見込んでいる。

13 業務の実施日については、発注者と協議のうえ決定すること。

14 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。

15 疑義が生じた場合は、局監督員と協議すること。

産業廃棄物処理【収集運搬用】に係る特記仕様書

排出事業者 福山市上下水道事業管理者 (以下、「発注者」という。) と、
収集運搬業者 _____ (以下、「受注者」という。)

発注者の事業所が排出する産業廃棄物の収集運搬に関して、受注者は、関係法令、契約約款、仕様書及び本特記仕様書に基づき、次のとおり履行するものとする。

(委託業務)

第1条 発注者は、産業廃棄物を処理するに当たり、第3条に定める産業廃棄物を期間内に、受注者にその収集運搬業務を委託する。

(許可証の写しの添付と許可の確認)

第2条 受注者は、本契約を締結するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に基づく本契約の業務に係る受注者の産業廃棄物収集運搬業の許可証の写しを本契約書に添付するものとする。なお、受注者は、許可事項に変更があった場合は、その都度速やかにその旨を発注者に通知し、本契約書にその変更した許可証の写しを添付するものとする。

2 発注者は、その許可証の写しにより、次の項目及び第3条の記載事項が有効であることを確認する。

- (1) 許可した都道府県・政令市・中核市
- (2) 事業の範囲(取扱う産業廃棄物の種類)
- (3) 許可番号
- (4) 許可年月日と許可の有効年月日
- (5) 積替・保管の有無
- (6) 許可の条件

(委託内容)

第3条 発注者は、次の業務の内容に基づき、産業廃棄物の収集運搬を受注者に委託するものとする。

[業務の内容]

- 1 産業廃棄物の種類及び運搬先の事業場の所在地 : 別表に記載
- 2 受注者の産業廃棄物収集運搬業の許可の事業の範囲(取扱う産業廃棄物の種類) : 収集運搬(汚泥)
- 3 積替・保管の有無 : (無)

別表 委託する産業廃棄物の種類及び運搬先の事業場の所在地

産業廃棄物の種類	運搬先の事業場の所在地
汚泥	株式会社中国開発(尾道市西藤町志村75-132)

(産業廃棄物管理票)

第4条 発注者は、受注者に産業廃棄物の処理を委託するときは、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票を必ず交付するものとする。

(業務終了報告)

第5条 受注者は、業務が終了したときは、遅滞なくそのことを発注者に報告するものとする。ただし、受注者は、産業廃棄物の収集運搬は産業廃棄物管理票の写しを発注者に送付することにより、業務終了報告に代えることができるものとする。

(業務の一時停止)

第6条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたとき、又は生じる恐れがあるときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

(処理料金)

第7条 受注者は、業務が終了したときは、収集運搬料金を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、産業廃棄物管理票の写しで産業廃棄物の運搬業務の終了を確認後、発注者の定める支払い方法に基づき、受注者の請求する収集運搬料金を受注者に支払うものとする。

(情報の提供)

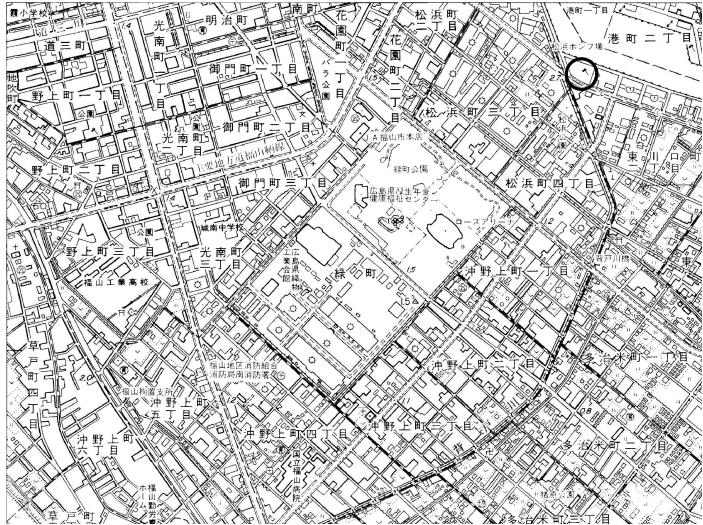
第8条 発注者は、委託する産業廃棄物を適正に処理するため、その産業廃棄物についての必要な情報を受注者に示すものとする。

2 受注者は、本契約に係る産業廃棄物の収集運搬の許可を受けた都道府県知事等から行政指導を受けた場合は、発注者に当該指導を受けた年月日及び内容を書面により、遅滞なく通知するもとする。

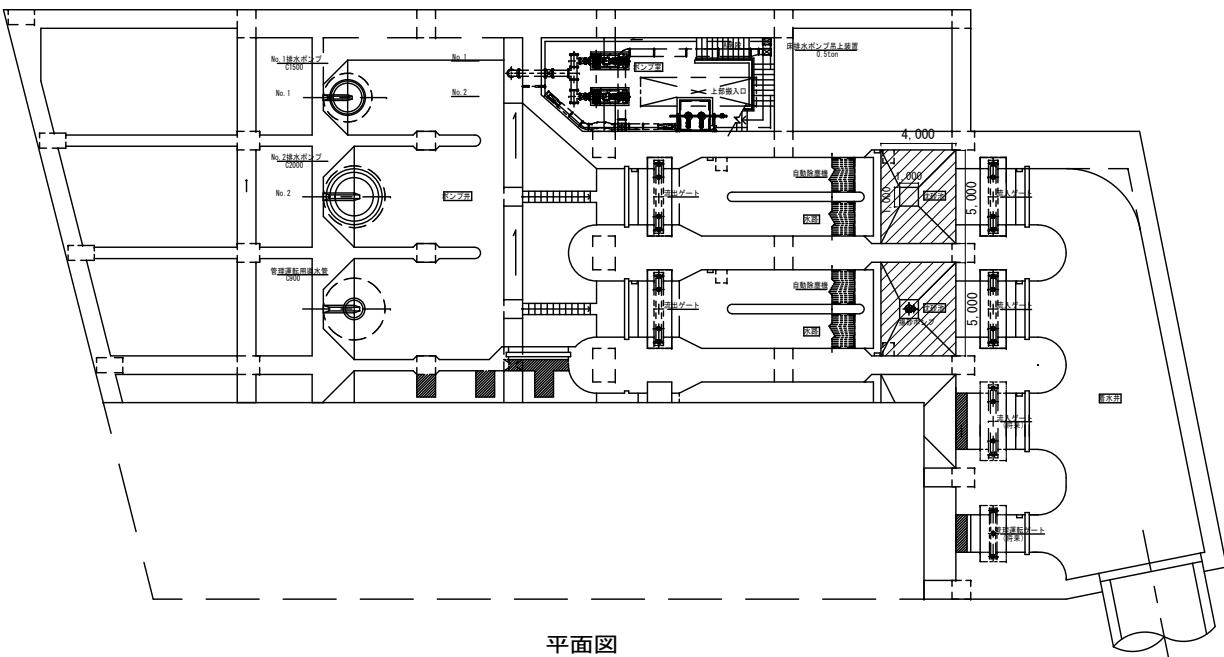
(契約の解除)

第9条 発注者又は受注者が、この契約の条項のいずれか、又は廃棄物処理法及び関係法令の規定に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。

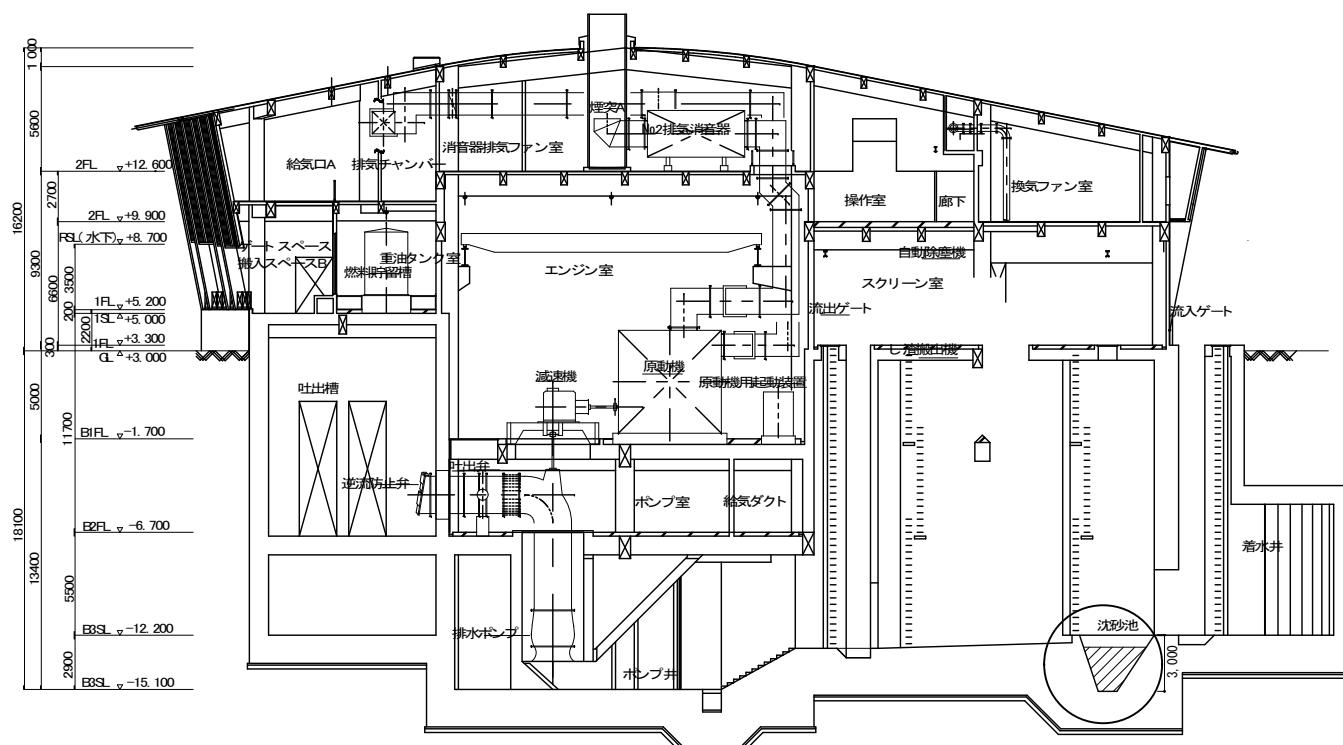
2 前項の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた廃棄物の処理を受注者が完了していないときは、当該廃棄物を発注者及び受注者双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。



位置図



平面図



断面図

2025年度 福山市上下水道局
業務名称 中央ポンプ場沈砂池沈砂清掃運搬業務委託
図面番号 1 縮尺 —
中央ポンプ場 位置図・平面図・